相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市栄町一丁目二〇〇番地、最後の住所青森市栄町一丁目七番一八号
被相続人　亡　伊藤　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
青森市長島二丁目一〇番五号富士火災青森ビル七階　木下綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　晴耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市本町一三番地、最後の住所埼玉県児玉郡神川町大字植竹一三〇番地一
被相続人　亡　三星　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　相続財産管理人　鈴木　紀久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市大沢四八〇番地、最後の住所新潟県三条市東大崎一丁目七番七六―七号
被相続人　亡　長谷川悦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
新潟県三条市東三条一丁目五番一号川商ビル二階　片桐敏栄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂西　哲昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡内灘町字向粟崎二丁目二六〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　喜多藤垚雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
石川県金沢市もりの里二丁目一六〇番地
事務所石川県金沢市もりの里二丁目二二四番地
相続財産管理人　加藤　美帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市芝原四丁目一番、最後の住所福井県越前市芝原四丁目一番一五号
被相続人　亡　池田　正規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
福井県福井市宝永四丁目九番一五号
相続財産管理人　安部　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市百々二三九九番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　清水　利彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階
相続財産管理人　弁護士　柴山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字更屋敷一二八番地九、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字神戸一四二九番地の七
被相続人　亡　吉岡　淳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産管理人　弁護士　綴喜　秀光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区城東町二四番地四、最後の住所静岡県静岡市葵区城東町二四番六号
被相続人　亡　横山　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
静岡県静岡市葵区北安東二丁目二番八号
相続財産管理人　司法書士　下田代博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区楠一丁目一四一七番地、最後の住所名古屋市北区楠一丁目一四一七番地の一
被相続人　亡　佐藤　隆生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル二階本町シティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　水野　泰二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市西町四丁目二〇三番地、最後の住所鳥取県鳥取市田島六六五番地
被相続人　亡　森　章郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
鳥取県鳥取市西町一丁目二一〇番地東邦ビル五階
相続財産管理人　弁護士　谷口麻有子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市香登本二七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　馬場　順造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
事務所岡山市北区弓之町二番一五号弓之町シティセンタービル五〇一号　クォーレ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県勝浦郡上勝町大字正木字中津七一番地三、最後の住所徳島県徳島市新浜町一丁目五番六―五一五号
被相続人　亡　山中　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
徳島市徳島町三丁目五番地　ＷＩＳＤＯＭ徳島町１Ｆ　相続財産管理人　白川　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市西区姪の浜六丁目二八八九番地一、最後の住所福岡市西区今宿駅前一丁目一六番二―二〇二号　被相続人　亡　石橋　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
福岡市早良区祖原二九番二八号西新石橋ビル一階
相続財産管理人　司法書士　山本　亮

第11期決算公告

平成24年12月14日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
有限会社東京共同会計事務所内
イースト・リアルティ株式会社
代表取締役　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（平成24年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	141,571
	合計	141,571
負債及び純資産の部	流動負債	784
	株主資本	140,786
	資本金	10,000
	利益剰余金	130,786
	その他利益剰余金	130,786
	（うち当期純損失）	(1,049)
	合計	141,571